

年 月 日

石川県 事務所長 様

特別徴収義務者

所在地										
法人名										
代表者氏名										
法人番号										

営業所等設置等届出書

石川県税条例第54条の8の規定により、県民税利子割に係る営業所等の設置等について
次のとおり届け出ます。

届出事由		1. 新設 2. 異動 3. 廃止 4. 利子等の種類の変更												
新設等年月日		年 月 日							異動事由					
特別徴収義務者の 営業所等	所在地	〒												
	名称													
	特別徴収義務者番号													金融機関共通コード
利子割の 納入方法	1 店舗毎に納入する 場合の利子等の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19							
	2 本店等にて一括納 入する場合の利子等 の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		14	15	16	17	18	19							
	3 一括 納入する 本店等	所在地	〒											
		名称												
特別徴収義務者番号														金融機関共通コード
(備考)														

記載要領

- 1 この届出書は、店舗の新設、異動、廃止、又は納入する利子等の種類の変更があった場合に提出してください。なお、届出は本店又は本部から提出しても差し支えありません。
- 2 「法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載してください。
- 3 次の表を参考に、該当箇所に必要事項を記載してください。

	記載欄	記載内容	新設	異動	廃止	利子等の変更の種類
(1)	届出事由	該当するものに○印	○	○	○	○
(2)	新設等年月日	種類の変更の場合は納入開始年月日	○	○	○	○
(3)	異動事由	店舗の所在地、名称等の変更の場合	×	○	×	×
(4)	特別徴収義務者の営業所等	店舗の所在地、名称、特別徴収義務者番号（金融機関コード4桁、店舗コード3桁）を記載	○	○	○	○
(5)	利子割の納入方法	納入方法別に利子等の種類等を記載	○	×	×	○

(注) ○・・・記載する

×・・・記載不要

- 4 利子割の納入は、次の①から③までの方法があります。
 - ① その店舗で徴収した税額を当該店舗で納入する方法
 - ② 本部にて一括して納入する方法
 - ③ ①及び②を併用する方法

利子等の種類は、その店舗で納入する利子割の種類を下記により選択し、該当番号に○印を付してください。

1 特定公社債以外の公社債の利子	10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配
2 銀行預金利子	11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
3 銀行以外の金融機関の預貯金利子	12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
4 勤務先預金等の利子	13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
5 合同運用信託の収益の分配	14 定期積金の給付補てん金
6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	15 掛金の給付補てん金
7 郵便貯金利子	16 抵当証券の利息
8 国外一般公社債等の利子等	17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益
9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	18 外貨建預貯金等の為替差益
	19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益